

広保医第367号

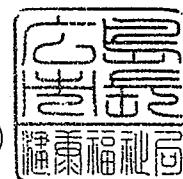
平成28年3月4日

広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会

委員長 秋山 實利 様

広島市長 松井 一 實

(健康福祉局保健部保健医療課市立病院機構担当)



地方独立行政法人広島市立病院機構役員の報酬等の支給基準の変更について

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）役員の報酬等の支給基準の変更について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する同法第48条第2項の規定に基づき、法人から別添のとおり届出がありましたので、同法第56条第1項において準用する同法第49条第1項の規定により通知します。